

郷土室だより

中央区の「みち」

(その7)

◆特集「大番屋」

この「みち」シリーズの(その4-80号)のなかの「路上の検察・裁判所」の項で、江戸時代の道路上の施設のうち自身の番・大番屋・中番屋について説明しました。

そして江戸研究の大先達だった三田村鳶魚(一八七〇—一九五二)でさえ、自身番はとにかくとして大番屋・中番屋の具体的な事柄については、あまりよく知らなかった(書かなかった?)ことも紹介しました。鳶魚翁が亡くなってから四十二年もたった現在、おとろえを知らぬような「江戸ブーム」が続きます。この号に関連した事柄でいえばテレビは毎晩のように町奉行やその配下の与力・同心、岡っ引などが犯罪都市江戸を舞台に活躍しています。そうした状況の中でも、現在の検察庁と簡易裁判所と容疑者収容施設の役割を兼ねたような大番屋の存在などは、全く無視されたままです。こと江戸期の法制度の実態に関する情報は、鳶魚翁が精力的に活躍された昭和初期以来、ほとんど増えていないといえるでしょう。



明治三年鳶魚氏東京府の獄屋に繋がるの図 (河鍋暁斎記念美術館より借用)

◇河鍋曉齋展

しかし全く思いがけなく、この大番屋の様子を描いた絵を見る機会がありました。それは平成六年の四月十二日から五月十五日まで、両国の江戸東京博物館で開かれた「河鍋曉齋と江戸東京」展に出品された『明治三年 曉齋氏東京府の獄屋に繋がるの図』によってでした(表紙参照)。

瞬間を鋭く捕えて、それらを絵面化する天才ともいえる河鍋曉齋の偉大な画業について、この『郷土室だより』という場で言及することは、適当ではないと考えますので、遠慮します。

しかし直接的にはロンドンの大英博物館で開催された「画鬼・河鍋曉齋の芸術」展の好評をそのまま、東京で凱旋公開の形でわたしたちの眼前にくりひろげられたこの展覧会の展示品の中に、長年謎に包まれた中央区内にあった大番屋の絵が見られたというのに、大きな「発見のよろこび」と、より一層の調査意欲をかき立てられました。

この淡彩の版画の説明はつぎのようなものでした(同展の図録の資料番号24の説明も同文)。

「一八七〇年(明治三)、曉齋(当時狂齋)は筆禍事件を起こし、大番屋(現在の留置場にあたる)に入れられた。詳細に描かれたこの図は、いまだに不明確な部分の多い大番屋の実態を伝える貴重な資料でもある。上方で眉間に皺を寄せ、役人に抱えられている人物は、額の「曉」から曉齋自身であることがわかる。」

というものです。

この絵に描かれた情景については、のちに改めてとり挙げることにし、まずこの版画の中の文字を読んでみますと、右上の枠の中には

「此図は曉齋か明治三年十月
東京府の獄屋に繋れたる時の様
を自ら写せしものなり」
とあって、その下の右端には小さく(東條刻)とあります。

絵の左端下方にはこれも枠付きで「如空曉齋図」と見えます。

なぜ天才画家河鍋曉齋が絵に見るような「獄屋」につながれたのかと見ますと、同じ図録にある「年譜」には、つぎのような事情を記録しています。

明治三年十月六日

「俳諧師・其角堂雨雀が主催し

た、不忍弁天の境内にある長蛇亭の書画会で描いた諷刺戯画が問題視され逮捕、投獄される。

牢内で重い皮膚病にかかり、一時釈放されるが、再入牢。

明治四年一月三十日

答五十の刑を受けて放免。

(中略|引用者)前年の事件以後、号を「狂齋」から「曉齋」と改める。

とあります。

◇獄屋の様子

描かれた獄屋の様子を、現代風に

描写しますと、小規模の体育館のような空間を幾つかに仕切っており、左側の仕切りは人物と格子の大きさからいって、高張提灯がくりつけられている二本の柱の間が約一

間半、それが左の方に四・五間つづき仕切りがあります。

そしてこの仕切りは、高床式といっても、高さは三〜四尺で絵で見ると、牢屋づくりの格子がはまっています。その大小屋のような床下に水色の顔をした収容者がギッシリ

と詰め込まれています。

高床の上には「縄つき」の人物が縄尻を柱や手すりにつながれた

まま、これた足踏み場もない位に座らされています。

正面の一部も高床の下は格子のついた大小屋のスペースですが、その上は比較的すいていて、主に女性たちが収容されていたように描かれています。中には乳呑み子を抱えた女性や、たもとを目に当ててただ泣くより外に手立てのない女性の姿も見えます。

右側の一段高い畳敷きの場所が役人の詰所なのでしょう。角火鉢の前にふんぞって、四人がかりで曉齋を痛めつけている下僚たちを眺めている役人。

その手前では薬箱を脇に置いた羽織袴の医者が、収容中の病人の脈を取っています。

そのさらに手前の土間ではキセル片手に収容者に洗面の水を注いでいる人物もいます。

三人の顔を洗っている人物の腰繩の縄尻をとりながら、談笑しているのは多分岡っ引の子分の下っ引と呼ばれた人々だったのでしよう。

以上を改めて整理しますと、1男一女同房だったこと、しかし座る場所は別。2縄つきのまま、高床につ

ながれる者。3縄つきで格子のついた床下に入れられる者の三種類の

収容者がいたこと。

晝斎はこの収容者と係員を区別するため、収容者の頭や顔を水色に塗っています。

もう一つの区別は、これもすでに81号の「髪結床」の項でもふれたとおり「月代」を剃っているのが係員、剃らずにボウボウ頭でいるのが収容者と、当時としては当然のことながら非常に明確な区別をしています。

ですから右上の乳呑み子を抱く女の前のキセルを持ったジイサン？は、その後に薬罐と火箸が見えますから、多分、女性コーナーや病人たちの世話係だったように思えます。

ほかにもいろいろなことがこの絵から読みとれますが、この獄屋はおなじ中央区内にあった江戸期の「伝馬町の牢」とは全く別の施設でした。

伝馬町の牢は石出帯刀家の世襲の牢屋敷で、囚獄とも呼ばれた幕府の施設であることは、あまりにもよく知られた事柄です。そしてその組織・構造・行刑上の運営なども、多くの史料が残されています。

ところが先に紹介した図録のこの絵の解説では、いきなり「大番屋（現在の留置場）」とありますが、絵の標題である「獄屋」が何の説明もなく「大番屋」として扱われてい

る点が不審です。

もっとも晝斎は明治三年頃から生涯にわたって「毎日絵日記を描き続け」ていますし、その自伝ともいっべき「晝斎画談」にはこの「獄屋」は、江戸期から続く「大番屋」そのものとして記録されているのかも知れません。

私としますと、その場合の大番屋は80号で紹介したように「三四の番屋」だったのか、「南茅場町」のだったのかと、興味はつきません。

それよりも81号の「犯罪の『いちば』」の項のような見方でこの絵をみると、南北町奉行所与力の共同調査報告である「風聞書」のような事柄が、明治三〇四年にかけてもまだ濃く残っていたとも考えられます。

◇明治初年の獄屋事情

この稿を書くために、念のため『明治二年 東京大絵図』を拡げてみました。これは「官板」を絵図面御用の東京馬喰町四丁目の吉田文三郎が刊行した大型図ですが、さきに述べた小伝馬町の囚獄は江戸図以来変わらずに明示されていますが、「獄屋」に相当する設備は見つかりませんでした。



さらに明治四年八月に改定した図『明治四年 東京大絵図』で見ても見当りません。

それでは当時の官制ではどうなっているかを『東京府史』（行政編第一巻）で見ますと、83号の「裁判所の誕生」の項に続く記事が大分目に入りました。

すでにみたように南北町奉行所が市政裁判所と改称され、やがて東京府の開設とともに新しい組織に再編成されていたのですが、明治二年七月二十一日には旧市政裁判所の機能は訟獄局と改められ、その部局は聴訟掛、断獄掛、囚獄掛、徒刑場掛、捕亡掛の五掛制になりました。

聴訟とは訴訟を聴く、つまり訴訟

受付の意味でしょうし、断獄とは罪を裁断するといった意味です。囚獄とは牢屋のこと、徒刑場は『鬼平犯科帳』でおなじみの石川島の人足寄場のことで、捕亡係とは旧同心配下の目明し・岡っ引などの人々が官員になって働いている姿を偲ばせるものです。

そして明治二年十一月八日には、囚獄つまり小伝馬町の牢屋と浅草と品川にあった「溜」と、人足寄場の四つの施設は東京府から刑部省に移管されています。

また明治三年五月二十五日には、それまでの東京府の訟獄局は聴訟局・断獄局の二局制に改められ、現在でいえば警察ないし検察機能と裁判機能が分離されました。

その翌月の六月四日には断獄局に属した捕亡手を廃止して、盗賊の捕亡は市中取締役の一手に任すことになりました。したがって盗賊以外の犯罪者に対する捕亡手は依然、断獄局員として存在していたのかもしれませんが、この辺の事情はあまりよくわかりません。

◇筆禍事件で獄屋入り

すでに見たように当時の狂斎（四

○才)は、不忍弁天境内の料亭での書画会で、明治維新政府に批判的な絵を描いたことから、東京府断獄局配下の捕亡に検挙されて獄屋(大番屋)に収容されたことになりました。

ところが図録の年表でみると「重い皮膚病」で一時釈放されて、再入牢して翌年一月末に釈放されていますから、皮膚病で一時外に出た時期を入れても、全期間は四か月足らずの獄屋入りでした。

晝斎の絵から推察できるように、かなり不衛生な施設ですから、伝染病の皮膚病はじめ病気が渦巻いていたことでしょう。

それはとにかくとして犯罪の「いちば」としての大番屋の情景の中から、収容者の毎日の飲食から、洗面・便所などの生活をはじめ、晝斎の例のように病気による一時外出や一時出所まであったわけですから、その裏にはマイナイや心づけ、そして係員のユスリ・タカリが、これまた渦巻いていたことでしょう。

書画会などで稼げる晝斎の場合などは、自画像的に描かれている光景を見るだけでも、心身共に随分痛めつけられたことが察せられます。

そうした情況は牢屋の本場である小伝馬町の囚獄の場合と大差がな

ったことでしょう。

結局、一月三十日に答五十——江戸期の表現でいえば「五十叩き」で放免になったのですが、当局側としては、晝斎の「犯罪」は大したものとは認めなかった結果だともいえます。

またもや前後してしまっているので恐縮なのですが、この辺の事情も83号の「道路清掃」の項のところ、「違式註違條例」とその処分にもれませんが、晝斎自身が「東京府の獄屋」といっている以上、その処分は警視庁出張所ではなく東京の各大区の屯所(この場合は第一大区の旧大番屋か?)で、答刑を受けたのですから「註違」条例を適用——つまり現在の「軽犯罪防止法」の罰程度の処分を受けたものと推定できます。それにしても、この「大番屋」の絵が見られたことは、大きな収穫でありました。

○おわりに

はじめこの号の表紙の絵を、展覧会の図録から引用の許可を得ようと思ひ、まず江戸東京博物館に連絡をいたしました。ところが図録の図版使用については河鍋晝斎記念美術館の許

可を得るようという答えでした。

そこで直接、同記念美術館にお願いたしましたところ、館長の河鍋楠美先生から快く使用許可を頂きました。しかし図録にある絵は晝斎の額に書かれている文字が「晝」だが、晝斎記念美術館所蔵の絵は「狂」であることや、引用はそのどちらにするのかという、まことにご親切なご指示を受けました。結局、図録と同じ「晝」の字の方をお借りしたのが本号の表紙を飾った絵であります。

また、その図と同時に研究雑誌「晝斎」36号(一九八八年九月)の重松一義氏執筆の「江戸大番屋戯画解題—河鍋晝斎受難の背景と番屋の実態」という記事のコピーも送っていただきました。

そこにはすでに六年も前に、この大番屋特集とほとんど同じ観察が発表されていることに、再度ビックリしました。

このように河鍋晝斎記念美術館には、たいへんお世話になりました。この場を借りてお礼を申し上げます。なお同館の所在と電話番号をつけ加えます。

〒三三五 蕨市南町四一三六一—四
☎ ○四八一四四一—九七八〇

郷土資料室からのお知らせ

平成5年度に編集した『中央区沿革図集』(月島篇)が発行されて、一息つくひまもなく「日本橋篇」の編集作業に追われています。

何といっても近世江戸以来の四百年間、この大都市の中心をなしてきた日本橋地区です。この日本一の場合にふさわしい図版を選ぶのに、ずい分苦労しました。組み立ててはコワシ、コワシでは組み立てる作業が続きました。

日本橋にふさわしい絵を求めて、夢にまで見る始末でした。——そんな作業も重なって『郷土室だより』の発行が、大変遅れてしまいました。

こんどの記事は平成六年度に入ってから四月十一日の江戸東京博物館で見た河鍋晝斎の「大番屋」の絵から受けた、驚きをとりとまとめた、いわば特集号的なものです。次号からはまたもとのスタイルで発行を続けますのでよろしくおねがいたします。